

# 外来腫瘍化学療法診療料 1 に係る揭示

当院では、外来でがん化学療法を受けられる患者さんに対し、次の体制で診療を行っています。

## ■ 専任スタッフの配置

化学療法の経験を有する専任の医師・看護師・薬剤師が、院内に常時1人以上配置されています。

## ■ 24時間の連絡体制

外来腫瘍化学療法を受けられている患者さんから、電話等による緊急のご相談等に24時間対応できる連絡体制を整備しています。

## ■ 急変時等の入院体制

急変時等の緊急時に、当該患者さんが当院に入院できる体制を確保しています。

## ■ レジメン（治療内容）の妥当性評価

実施するがん化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価・承認する委員会を、複数診療科の医師・看護師・薬剤師等で構成し、定期的に開催しています。

## ■ 就労と療養の両立支援

患者さんと事業者が共同して作成した勤務情報を記載した文書のご提出があった場合、就労と療養の両立に必要な情報を提供するとともに、勤務環境の変化を踏まえた療養上のアドバイスを行います。

## ■ 患者の急変時等の緊急事態対応指針

患者の急変時の緊急事態等に対応するための指針を整備しています。